

大分県温泉法施行条例

平成十一年十二月二十四日

大分県条例第四十三号

大分県温泉法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図るため、温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号。以下「法」という。)及び温泉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、温泉の採取及び利用について必要な事項を定めるものとする。

(工事着手の届出)

第二条 法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、規則で定めるところにより、当該着手の日から七日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(温泉ゆう出目的以外の土地掘削の届出)

第三条 温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘削した者は、当該掘削により温泉がゆう出したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(自然ゆう出温泉の採取の届出)

第四条 自然にゆう出している温泉を採取しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第十四条の二第一項の許可又は法第十四条の五第一項の確認を受けた場合は、この限りでない。

(温泉採取権者の変更の届出)

第五条 温泉源から温泉を採取する権利を有する者(以下「温泉採取権者」という。)から当該権利を譲り受け、又は相続した者は、規則で定めるところにより、当該譲り受け、又は相続した日から二十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(温泉採取の廃止の届出)

第六条 温泉採取権者は、温泉のゆう出路を埋め戻し、温泉の採取を廃止したときは、規則で定めるところにより、当該廃止の日から十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第十四条の八第一項の規定による届出をした場合は、この限りでない。

(施設等の変更工事の完了の届出)

第六条の二 法第十四条の七第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、当該完了の日から十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(温泉利用の廃止の届出)

第七条 法第十五条第一項の許可を受けた者は、その利用を廃止したときは、規則で定めるところにより、当該廃止の日から十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(その他の届出)

第八条 温泉採取権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 二 温泉のゆう出地の地目若しくは地番又は所有者を変更したとき。
- 三 温泉の利用目的を変更したとき。
- 四 温泉のゆう出路の埋設管取替え工事を行おうとするとき。
- 五 温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい変化があったとき。

2 温泉動力装置の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 二 動力装置の設置場所を変更したとき。
- 三 動力装置の所有者を変更したとき。
- 四 動力装置を変更したとき(法第十一条第一項の許可を受けたときの出力数以下に変更したときに限る。)
- 五 動力装置の使用を廃止したとき。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 二 温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい変化があったとき。

(工事許可済票の掲示)

第九条 法第三条第一項又は第十一条第一項の許可(動力装置の許可を除く。)を受けた者は、規則で定める工事許可済票を、工事施行中その場所に掲示しなければならない。

(公共浴用利用許可済票等の掲示)

第十条 法第十五条第一項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ規則で定める許可済票を、施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 一 温泉を公共の浴用に供しようとするとき。
- 二 温泉を公共の飲用に供しようとするとき。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第二一号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十年条例第四二号)

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。